

令和3年度答申第52号  
令和3年12月9日

諮問番号 令和3年度諮問第57号（令和3年11月17日諮問）  
審査庁 厚生労働大臣  
事件名 社会復帰促進等事業としての労災就学援護費不支給決定に関する件

## 答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

## 結 論

本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当である。

## 理 由

### 第1 事案の概要

#### 1 本件審査請求の骨子

本件は、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）が、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）29条1項2号（令和2年法律第14号による改正前のもの。以下同じ。）に基づく社会復帰促進等事業としての労災就学援護費の支給を求める申請（以下「本件申請」という。）をしたのに対し、A労働基準監督署長（以下「処分庁」という。）がこれを不支給とする決定（以下「本件不支給決定」という。）をしたところ、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

#### 2 関係する法令の定め

- (1) 労災保険法29条1項は、政府は、労働者災害補償保険の適用事業に係る労働者及びその遺族について、社会復帰促進等事業として、同項各号に掲げる事業を行うことができる旨規定し、同項2号は、業務災害及び通勤災害を被った労働者（以下「被災労働者」という。）の療養生活の援護、被災労

働者の受ける介護の援護、その遺族の就学の援護、被災労働者及びその遺族が必要とする資金の貸付けによる援護その他被災労働者及びその遺族の援護を図るために必要な事業を掲げている。

- (2) 労働者災害補償保険法施行規則（昭和30年労働省令第22号。以下「労災保険規則」という。）32条（令和3年厚生労働省令第58号による改正前のもの）は、労災保険法29条1項2号に掲げる事業として、労災就学援護費、労災就労保育援護費、休業補償特別援護金、長期家族介護者援護金及び労災療養援護金の支給を行うものとする旨規定する。

労災保険規則33条1項柱書は、労災就学援護費は、同項1号から5号のいずれかに該当する者に対して、支給するものとする旨規定し、同項2号（令和2年厚生労働省令第141号による改正前のもの）は、遺族補償年金又は遺族年金を受ける権利を有する者のうち、労働者の死亡の当時その収入によって生計を維持していた当該労働者の子（当該労働者の死亡の当時胎児であった子を含む。）で現に在学者等であるものと生計を同じくしている者であって、当該在学者等に係る学資又は職業訓練に要する費用の支給を必要とする状態にあるものと規定する。また、同条3項は、同条1項及び同条2項に定めるもののほか、労災就学援護費の支給に関し必要な事項は、厚生労働省労働基準局長が定める旨規定する。

### 3 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は以下のとおりである。

- (1) P（以下「本件労働者」という。）は、Q社に就労していた者であるが、平成29年5月27日、自宅において、縊頸による窒息により死亡した。

（精神障害の業務起因性判断のための調査復命書、死体検案書）

- (2) 本件労働者の遺族である審査請求人は、平成30年5月31日、処分庁に対し、遺族補償年金及び葬祭料（以下「遺族補償年金等」という。）の支給の請求をするとともに、本件申請をした。

（遺族補償年金支給請求書、葬祭料請求書、労災就学等援護費支給・変更申請書）

- (3) 処分庁は、令和2年3月30日付けで、上記(2)の遺族補償年金等の支給の請求に対して、「業務上の出来事が発病した精神疾患の有力な要因であるとは診断できず、業務との間に相当因果関係が認められないことから不支給といたします。」との理由を付して、遺族補償年金等の不支給決定（以下「本件遺族補償年金等不支給決定」という。）をした。

(労働者災害補償保険年金・一時金給付等不支給決定通知書(遺族補償年金支給請求に係るもの)、労働者災害補償保険年金・一時金給付等不支給決定通知書(葬祭料請求に係るもの))

(4) 処分庁は、本件申請に対して、令和2年3月30日付け通知書を送付して本件不支給決定をした。

(労災就学等援護費不支給決定通知書)

(5) 審査請求人は、令和2年6月15日、審査庁に対し、本件不支給決定を不服として、本件審査請求をした。

(審査請求書)

(6) 審査庁は、令和3年11月17日、当審査会に対し、本件審査請求を棄却すべきであるとして、本件諮問をした。

(諮問書、諮問説明書)

#### 4 審査請求人の主張の要旨

本件遺族補償年金等不支給決定の判断については、処分庁の認定した労働時間に誤りがあるほか、「仕事内容・仕事量の(大きな)変化を生じさせる出来事」については、業務の質的加重性に関する要素からみても、また、心理的負荷が「中」の出来事が近接して複数回立て続けに生じていることからみても、心理的負荷の総合評価としては「強」と評価されるべきである。

したがって、本件労働者の死亡は業務に起因して精神障害を発症したことによるものであるから、本件不支給決定は取消しを免れない。

(審査請求書、代理人意見書)

## 第2 審査庁の諮問に係る判断

審査庁の判断は、おおむね以下のとおりであり、審理員の意見もこれと同旨である。

- 1 労災就学援護費の支給対象者については、昭和45年10月27日付け基発第774号「労災就学援護費の支給について」の別添「労災就学等援護費支給要綱」(令和2年8月21日付け基発0821第1号厚生労働省労働基準局長通達による改正前のもの。以下「支給要綱」という。)の3(1)ロにおいて、「遺族補償年金受給権者のうち、労働者の死亡の当時その収入によって生計を維持していた当該労働者の子(略)で現に在学者等であるものと生計を同じくしている者であって当該在学者等に係る学資等の支弁が困難であると認められるもの。」とされている。
- 2 処分庁は、本件労働者の死亡と業務との因果関係は認められないと判断し、

本件遺族補償年金等不支給決定をしている。また、B労働者災害補償保険審査官は、令和3年6月30日、審査請求人の本件遺族補償年金等不支給決定に係る審査請求を棄却する決定をしている。なお、労働保険審査会に対する再審査請求がなされているが、現在、審理中であり裁決には至っていない。

よって、審査請求人は、支給要綱の3の(1)に掲げる遺族補償年金受給権者であるとの要件を満たしていないことから、労災就学援護費の支給対象者とは認められない。

### 第3 当審査会の判断

#### 1 本件諮問に至るまでの一連の手続について

(1) 本件審査請求から本件諮問に至るまでの手続の経緯を見ると、以下のとおりである。

本件審査請求 : 令和2年6月15日

審理員意見書提出 : 同年12月24日

本件諮問 : 令和3年11月17日

(2) 以上の経緯を見るに、本件審査請求から審理員意見書提出までに約6か月、審理員意見書提出から本件諮問までに約11か月を要した結果、本件審査請求から本件諮問までに約1年5か月を要している。本件においては、各手続にかかる長期間を要する事情があったとは思われない。審査庁においては、審理手続の迅速化を図る必要が認められる。

(3) 上記の点以外には、本件諮問に至るまでの一連の手続に特段違法又は不当と認められる点はうかがわれない。

#### 2 本件不支給決定の適法性及び妥当性について

労災保険は、労働者の業務災害等に対して迅速かつ公正な保護をするため、必要な保険給付を行い、あわせて、被災労働者の社会復帰の促進、被災労働者及びその遺族の援護、労働者の安全及び衛生の確保等（以下「社会復帰促進等」という。）を図り、もって労働者の福祉の増進に寄与することを目的としている（労災保険法1条（令和2年法律第14号による改正前のもの））。社会復帰促進等を図るために必要な事業として行われる社会復帰促進等事業（労災保険法29条1項）は、保険給付を補完するものである。

そして、本件の労災就学援護費の支給は、労災保険法29条1項2号に規定する「被災労働者」の遺族の援護を図るために必要な事業として行われているものであるから、労災就学援護費は、同号の文理からも、保険給付としての遺族補償年金の支給決定を受けている被災労働者の遺族でなければ、そ

の支給を受けられないことになる。労災保険規則 33 条 1 項柱書及び同項 2 号が労災就学援護費の支給対象者を遺族補償年金を受ける権利を有する者と定めるとともに、支給要綱が同様に定めているのは、この趣旨と解される。

審査請求人は、死亡した本件労働者の遺族であるが、遺族補償年金等の支給請求に対して、本件労働者の死亡は業務上の災害と認められないとして、本件遺族補償年金等不支給決定がされている。審査請求人は、遺族補償年金の支給決定を受けている者ではないので、労災就学援護費の支給対象者とはならない。

### 3 付言

本件不支給決定の通知書には、処分の理由の記載がない。処分通知書には、労災就学援護費の支給要件（申請者が遺族補償年金の支給決定を受けている被災労働者の遺族であること、すなわち、遺族補償年金の手続で、労働者の死亡が業務上の事由による死亡と認められるとの判断がされ、遺族補償年金の支給決定がされていることが前提となっていること）を明示した上で、申請者がこの支給要件に該当しないことを具体的に示し、申請者が不支給決定の理由を正しく理解することができるように提示する必要がある。そして、そうすることは、労災就学援護費の不支給決定を不服とする審査請求の審理手続における争点の明確化につながるとともに、簡易迅速かつ公正な手続の下で国民の権利利益の救済を図るという行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の目的（同法 1 条）にも資することになると考える。

### 4 まとめ

以上によれば、本件不支給決定が違法又は不当であるとはいえず、本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第 2 部会

委	員	戸	谷	博	子
委	員	伊	藤		浩
委	員	交	告	尚	史